

琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務仕様書

1 業務名

琴浦町事業承継・引継ぎ啓発事業委託業務

2 業務の目的

本町は、鳥取県内の町村の中で最も多くの事業所数、従業者数、製造品出荷額等を有し、食料品や電子部品の製造業、建設業、卸売業・小売業及びサービス業等の多様な会社、個人事業主が事業活動を行っている。しかしながら、町内事業所数は減少傾向が続いており、鳥取県が令和3年に実施した調査結果によれば、10年後に事業を継続していると予想する企業の割合は63.8%に留まっており、後継者がいないこと等が主な理由となっている。また、町内経営者の平均年齢は62.2歳であり、このままの状況が続けば、経営者の高齢化に伴い後継者不在のまま廃業する会社、個人事業主が増加する可能性がある。人口減少に伴う親族内の後継者不足から、社外の第三者への事業承継が選択肢になり得るが、動機付けや事前の準備の必要性の認識不足が課題となっている。

一方、起業の観点からは、事業承継はゼロからのスタートと比べ、すでにある経営資源を活用することができ、さらに安定した事業を引き継ぐのであれば、起業のリスクを低減できるメリットがあるが、町内において現状、事業承継して起業する者は少ない。

そこで、主に親族、従業員以外の社外の第三者への事業承継の意識啓発を行い、町内中小企業及び小規模企業の事業承継・引継ぎに向けた行動を促すことにより、経営資源を引き継ぎやすい環境の構築、ひいては町内産業の持続化及び活性化に繋げることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和5年12月28日（木）まで

4 業務の内容

(1) 第三者への事業承継・引継ぎ啓発セミナー等の開催業務

ア 開催時期及び開催回数

令和5年7月から同年12月までの間に合計3回以上開催する。

イ 開催方法

オンラインの方法による。参加者と講師が対面の方法によることも可とするが、その場合も、参加者がオンラインで参加できる方法を併せて実施すること。

なお、各回の開催後はインターネットでアーカイブを視聴できるようにすること。視聴できる期間は町と協議の上、決定する。

ウ 参加定員

参加定員は設けないが、参加人数は1回あたり30名程度を目標とする。

エ 開催内容

町内中小企業及び小規模企業の第三者への事業承継・引継ぎ等を啓発するセミナー、

ワークショップ等を開催する。

(2) 上記(1)に附帯する業務

- ア セミナー等のテーマ及び内容の企画提案
- イ 講師の選定及び連絡調整
- ウ 参加申込受付及び参加者名簿の作成
- エ 動画配信（アーカイブを含む）の手段及び必要機材の確保
- オ セミナー等の司会及び進行管理
- カ 参加者アンケートの作成及び集計

6 納品

業務完了後、次の事項を記載した報告書を作成し、書面で提出すること。また、開催したセミナー等の動画データを提出すること。

- (1) 実施内容（開催準備を含む）
- (2) セミナーの参加者名簿、アンケート集計表
- (3) 事業実施の成果
- (4) 次年度に向けた改善点や発展に向けた提案

7 業務実施にあたっての留意事項

- (1) セミナー等の開催時期、内容及び講師等は町と受注者が協議の上決定する。
- (2) 受注者は町及び関係機関と協力し、確実な集客を図ること。

8 個人情報等の取扱い

- (1) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報、資料についてこの契約以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、本業務を行うため町から提供された情報等を、滅失改ざん及び破損してはならない。
- (3) 受注者は、本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。

9 再委託

- (1) 受注者は、本業務の一部を委託しようとする場合、事前に再委託する業務の範囲及び再委託先について本町に協議し、了承を得ること。ただし、本業務の全部又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできない。
- (2) 再委託先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (3) 受注者は、再委託の行為について全責任を負うこと。
- (4) 再委託先の事業者が、さらに第三者へ本業務の一部を委託すること（再々委託）は禁止する。

1 0 委託料の支払

委託料は、業務完了後に支払う。

1 1 事業の要件に反した場合の取扱い

受注者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、町は委託契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

1 2 その他

- (1) 本業務に関して、作成されたデータや画像等の著作権は本町に帰属するものとする。
- (2) 本業務の仕様は、現在、本町が最低限必要と考えているものである。本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事業についても、業務上当然必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、受注者の立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、町と協議の上処理すること。
- (4) 町は、本業務が完全に履行された場合に委託料を払うので、履行されない内容がある場合又は履行内容が企画提案書の内容と著しく異なったりした場合には、委託料の全部又は一部を払わないので、あらかじめ注意すること。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(基本的事項)

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事務従事者への周知)

3. 受注者は、この契約に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

4. 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(適正管理)

5. 受注者は、この契約に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

6. 受注者は、この契約を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

7. 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8. 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

9. 受注者は、この契約を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集

し、若しくは作成した「個人情報記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

10. 受注者は、この契約に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

11. 発注者は、受注者が契約の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

12. 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

13. 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。